

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1200010	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	不動産特定共同事業法第24条第1項	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでに、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	c	不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前に書面を交付し説明することが、消費者保護やトラブルの未然防止を図る観点から必要と考えられる。 なお、規制改革推進3か年計画に記載された不動産特定共同事業の手続き要件に関する事項については、現在具体的な措置内容の検討を行っているところ。		回答では、現在具体的な措置内容を検討中とされているが、 要望内容は、投資信託等他の金融商品に倣い、説明義務の撤廃・緩和を求めるものであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	a		不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前に書面を交付し説明することが、消費者保護やトラブルの未然防止を図る観点から必要と考えられる。同観点に配慮しつつ、規制改革推進3か年計画に記載された不動産特定共同事業の手続き要件に関する事項については、ビデオ等の電子機器の活用を可能とするよう平成15年度中に所要の通知を発する措置を講じる予定。		不動産特定共同事業契約締結に係る事前説明態様の多様化について検討し、結論を得て、平成15年度中に実施されることについて見解を示された。				5008	5008120	オリックス㈱	12.1	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。 本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」「書面に記名捺印」に該当するのかわについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。」とされた。 検討の結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に説明義務の過度な規制を緩和することを強く要望する。	国土交通省 金融庁
																5034	5034040	(社)リース事業協会	4	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		・「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。 ・「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、(中略)検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」「書面に記名捺印」に該当するのかわについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。」とされた。検討の結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に説明義務の過度な規制を緩和することを強く要望する。	国土交通省 金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)															
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等							
z1200070	ナトリウム・硫黄(NAS)電池に係る用途地域規制の緩和	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の9	建築基準法による用途制限に適合しない用途の建築物を建築するに当たっては、公開による意見の聴取及び建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁の許可が必要である。	d		ナトリウムは自然発火性を、硫黄は可燃性を有する物質であり危険性の高い物質であるため、市街地環境を保護する観点から、ナトリウム・硫黄電池を設置した建築物の立地は制限されている。 検討の具体的内容を示されたい。特に、要望内容はNaS電池に係る用途地域規制の撤廃、手続の緩和(公開による意見徴収及び建築審査会の同意の省略)であり、これらの点について具体的な対応策を更に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。		d		検討にあたっては安全性等の観点から周辺に与える影響を見極める必要があり、具体的な対応策や実施時期を現時点において明らかにすることは困難である。						5028	5028010	日本ガイシ㈱	1	ナトリウム・硫黄(NAS)電池に係る用途地域規制の緩和		NAS電池は危険物としてみなされており設置許可にあたり、現行法では公聴会、建築審査会が必要となっている。安全性が確認されたNAS電池については、この手続きを省略して頂きたい。	国土交通省							
z1200110	運転手の労務供給、紹介、斡旋に関するレンタカーの規制緩和	道路運送法第79条第2項、80条第2項、H7.6.13自旅第138号通達	「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(H7.6.13自旅第138号)により自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転手の労務提供(運転手の紹介及びあっせんを含む)を受けることができないこととされている	c		旅客自動車運送事業については、その公共性に鑑み、輸送の安全及び旅客の利便の確保は至上命題であり、そのような観点から道路運送法上さまざまな規制が設けられているところである。したがって、脱法的に自家用自動車により旅客自動車運送事業類似行為(いわゆる白バス・白タク行為)が行われることとなると、旅客自動車運送事業について道路運送法上さまざまな規制を設けている趣旨が没却されることとなる。 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(平成7年6月13日付け自旅第138号)2.(2)において、貸渡しに付随した運転手の労務供給(運転手の紹介及びあっせんを含む。)を禁止しているのは、レンタカーの貸渡しに付随して、運転手の労務供給、紹介、あっせん等を行う行為は、上記のいわゆる「白バス・白タク行為」を助長するおそれが高いためである。		b		レンタカー事業を装った道路運送法の脱法行為(道路運送法の許可を得ることなく、旅客の安全や利用者保護が十分に確保されないまま行われるバス、タクシー等の営業行為)は、多くの場合、レンタカー車両の貸渡しとあわせて、運転手の派遣、紹介、あっせんを行う形で行われていることから、要望をそのまま認めた場合には、脱法行為に口実を与えることとなり、旅客の安全や利用者保護が十分に確保されない非合法のバス、タクシーがまん延する結果を招きかねない。しかしながら、国土交通省としては、本年5月に社団法人全国レンタカー協会とともに行った検討結果を踏まえつつ、レンタカー事業の活性化に向けた事業法制等の見直しの一環として、レンタカー事業者が行う運転者派遣団体等に関する情報提供について、レンタカー事業者自らによる営業類似行為の排除に向けた努力を行うことを前提に、今後、情報提供の具体的な方法等について検討していくこととしているところである。					5008	5008410	オリックス㈱	41	運転手の労務供給、紹介、斡旋に関するレンタカーの規制緩和		レンタカー事業者が行う運転者派遣団体等に関する情報提供の具体的な方法等について検討し、できるだけ早期に必要な措置を講ずる必要があると考え、見解を示されたい。		5034	5034370	(社)リース事業協会	37	運転手の労務供給、紹介、斡旋に関するレンタカーの規制緩和		レンタカー事業者が優良な運転代行業者、運行管理業者等の団体及び特定の事業者を紹介できるようになることを要望する。	国土交通省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)			(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)				
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1200120	移動困難者の外出を支援する送迎NPOに対する不要不当な規制の撤廃	道路運送法第80条第1項、H15.3.18国自旅第231号通達	NPOによるボランティア輸送として自家用自動車による有償運送事業を行うには、「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第231号)において、自家用自動車による有償運送の許可要件を緩和したところであるが、そもそも、道路運送法上、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、旅客自動車運送事業の許可が必要であるとされているところ、今般の構造改革特区制度は、高齢化社会の進行に伴う移動制約者の輸送需要の増大を踏まえ、タクシー等の公共交通機関が存在しない地域に限り、地方公共団体が制度の運営において責任ある役割を果たすことを前提に、同法第80条第1項に規定する自家用自動車の有償運送の許可を受けることができることとする特例を設けたものである。上記のとおり、有償で旅客を運送する旅客自動車運送事業については、旅客輸送の安全確保、一般の利用者保護といった社会的要請から所要の規定を設けている一方、その脱法行為を防止する観点から自家用自動車による有償運送は、災害緊急時や、路線バスが廃止された場合に地方公共団体が代替バスを運行するとき等公共性が高い輸送に限って認められるべきものであり、また、NPOによるボランティア輸送については地方公共団体が当該地域における輸送実態に鑑みて、構造改革特区制度を積極的に活用すれば、NPO等が自家用自動車による有償運送を行うことは可能となっている。なお、構造改革特区におけるNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業については、特区における結果を検証の上、全国実施を図ることとしている。また、福祉輸送をめぐる問題については、無用の混乱を招くことがないよう、厚生労働省とも十分調整を図りながら、改善の実感があがるよう検討を進めておりところである。													5064	5064010	かながわ移動サービスネットワーク準備会	1	・移動困難者の外出を支援する送迎NPOに対する不要不当な規制をなくす。		・白ナンバーの市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用をやめること。	国土交通省
																5065	5065010	任意団体	1	高齢・障害による移動困難者に移送介助を行っている非営利団体に不当な規制をしないこと。		移送介助サービスに対して、道路運送法80条1項(自家用自動車は有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。必要があれば厚労省の所管で現実的なガイドラインを作成すること。	国土交通省
																5066	5066010	ワーカーズコレクティブらら・むらび港北	1	・非営利で行われている市民の移動サービスに対して、活動を妨げる不当な規制をなくす		・道路運送法80条によって市民が行う移動サービスを規制することをやめる。 ・白ナンバーの自家用車で活動を認め、2種免許取得を義務付けしない。	国土交通省
																5067	5067010	ワーカーズコレクティブ笑顔	1	・移動困難者の外出を支援する送迎NPOに対する不要不当な規制をなくす。		・白ナンバーの市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用をやめること。	国土交通省
																5068	5068010	移動サービスアクセスワーカーズコレクティブローバー	1	・移動困難者の外出を支援する送迎NPOに対する不要不当な規制をなくす。		・白ナンバーの市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用をやめること。	国土交通省
																5069	5069010	山野上啓子	1	移動困難者の外出を支援する自家用車利用のボランティア有償移動サービスに対する不要不当な規制をなくす。		市民活動で行われている自家用車を利用した移動サービスに対する対価は、輸送に対するものではなく、移動困難者の車による移動だけでなく、乗降介助を含み、ベットから目的地までの移動に対するものである。よって、道路運送法80条1項の適用を止めること。	国土交通省
																5070	5070010	神奈川W.Co連合会 在宅福祉W.Co連絡会議(運営委員)	1	・移動困難者の外出を支援する非営利・市民活動送迎への規制緩和		・特区構想の中で白ナンバーの車両による非営利・市民活動移動のサービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)を適用して新たな規制をかけることに対して十分な調査と議論をすすめ、早急な位置づけをしないことを要望します。	国土交通省
																5071	5071010	中野雅司	1	移動困難者の外出支援を行う市民団体に対する不要不当な規制をなくす。		自家用車使用の移動サービス市民活動団体に関して、道路運送法第80条第1項を適用することを止めること。	国土交通省
																5072	5072010	NPO法人ワーカーズコレクティブキャリッジ	1	移動困難者の外出を支援する送迎NPOに対する不要・不当な規制をなくす。		・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する。運送主体の限定、運送対象者限定、使用車両の限定、運転手への二種免許の義務付け、運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	国土交通省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望 整理番号	規制改革要望 整理番号	要望主体	規制改革要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等	
z1200140	港湾運送事業の規制緩和	港湾運送事業法第4条等	主要9港以外の港において港湾運送事業を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに、国土交通大臣の免許を取得しなければならず、運賃・料金についても国土交通大臣の認可を受けなければならない。	b		港湾運送事業法第4条に基づき、主要9港(千葉、京浜、清水、名古屋、四日市、大阪、神戸、開門、博多)以外の港湾においては、港湾運送事業の参入は免許制による需給調整規制が行われている。 主要9港以外の地方港の規制緩和については、本年3月28日に閣議決定された規制改革推進3か年計画(再改定)の中で、「平成15年度中に所定の結論を得て、以降速やかに措置を講ずる」とされたところであり、国土交通省としては、この方針に沿って平成15年度中に結論を出す予定である。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		主要9港以外の地方港の規制緩和については、本年3月28日に閣議決定された規制改革推進3か年計画(再改定)の中で、「平成15年度中に所定の結論を得て、以降速やかに措置を講ずる」とされたところであり、国土交通省としては、この方針に沿って平成15年度中に結論を出す予定である。 これを受け、国土交通省としては、本年5月に設置した「港湾運送事業の在り方に関する懇談会」の中で関係者で構成される委員にご議論頂き、平成15年度中に最終報告をとりまとめる予定である。 最終報告を受け、規制緩和を実施するためには港湾運送事業法の改正を行う必要がある。国会日程等の関係から、現時点では、平成16年度までに実施できるか否か判断することは困難である。	平成16年度中に国会に港湾運送事業法改正案を提出することについて、見解を示されたい。				5036	5036020	(社)日本船主協会	2	港湾運送事業の更なる規制緩和			平成12年11月に施行された改正港湾運送事業法で対象とされた主要9港以外の更なる規制緩和の実現	国土交通省
																5095	5095020	鳥取県	2	港湾運送事業の需給調整規制の早期撤廃			特定港湾以外の港湾について、港湾運送事業を免許制から許可制へ	国土交通省
z1200150	補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律の運用改善	補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律第22条	補助金等の交付の目的に反し使用等する場合は、個別に協議をしなければならない。	c		補助金等により取得した用地等の財産の処分の制限は、法22条により、貸し付け等してはならないとされている。これは原則他の目的に使用してはならないということであり、目的外に使用する場合に、各省各庁の長が個々の諸事情等を判断し、貸し付け等することが妥当、又はやむを得ない等と判断した場合に承認しているものであるため、一律的に明確化することは出来ない。		補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律第22条においては、「各省各庁の長の承認を受けなくて」補助金等の交付の目的に反して処分してはならない、と定められているが、運用上、どのような場合に各省各庁の長の承認を受けることができるかについて、その要件、基準を各省各庁の長が明確化することを否定する趣旨ではない。したがって、要望内容は、要件の明確化を求めるものであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 さらに、要望内容は、本来の目的を妨げない範囲で商業施設などの設置を行うことができるよう求めるものであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律第22条の運用上の解釈として、要件、基準の明確化を否定するものではないが、貸し付けに関する要件、基準の明確化は処理場建設の当初計画の段階から商業施設などの設置を認めたり、促すことにつながりかねず、本来補助金は処理場建設に必要とする用地の取得に係る費用に対して交付するものであり、処理場建設に必要な商業施設などの設置に係る用地の取得に対しても補助金を交付することになりかねない。このため要件、基準を一律的に明確化することは困難であり、従来どおり各省各庁の長が個々の諸事情を判断し、貸し付けすることがやむを得ないと判断した場合に承認する。	補助金等により取得した下水処理場等における未利用空間の有効活用を図る観点から、本来の目的を妨げない範囲で使用する場合の承認基準を平成15年度中に明確化することについて、見解を示されたい。				5004	5004020	愛知県名古屋市	2	補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律(以下、「適化法」という。)の運用改善			下水処理場等における未利用空間について、本来の目的を妨げない範囲で商業施設などの設置を行うことができるよう、許可要件の明確化及び緩和措置を図る。	国土交通省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1200160	河川保全区域における管きよ埋設の容認	河川法第55条第1項(河川保全区域における行為の制限)堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について(河川局治水課長通達平成6年5月31日建河治発第40号)	堤防の堤脚付近に工作物を設置する場合には、堤防に与える影響について検討し、その設置の可否を決定するものとする。	e		当該規制及び通達については、河川保全区域内における工作物の設置についての判断基準を明確にしたものであり、設置を禁止しているものではありません。ご指摘のとおり堤防の安全が十分確保されている場合及び必要に応じ対策講ずる場合には、工作物の設置は可能となります。		回答では、既に平成6年通知で判断基準を明確にし一定の場合には工作物の設置は可能とされているが、要望内容について、例えば平成6年当該通知(4)にある「やむを得ず工作物を設置する場合」について、「やむをえない理由」を具体的に例示するなど、具体的な対応策・実施時期を改めて検討され、示されたい。 また、平成6年の工作物設置許可基準では、「1」縦断的に設置しないことを基本とするものとする」とされているが、この趣旨は例外を認めないものではなく、一定の場合には縦断的な占用も許可できるものであることを明らかにすること、などの対応策について改めて検討し、実施時期を含めて示されたい。	ed		堤防の安全性に対する影響については、個々の河川特性によるところが大きく、その場所毎に判断する事となるため、全国一律の理由を提示するのは適切とは言えず、周辺の土地利用形態から判断し、他の場所への設置が社会通念上不可能な場合においては縦断的に設置することをやむを得ないものと判断する。ただし、設置にあたっては堤防に対する安全性の確保が前提であり、設置する工作物の径や構造ではなく、設置後の安全性が従前の安全性と比較して弱体化していない場合は、設置が可能である。河川保全区域においては工作物設置許可基準(平成6年通達)は該当せず、占用も該当しない。(事実誤認)					5004	5004030	愛知県名古屋	3	河川保全区域において、管きよの径や構造など一定の要件を満たす場合において、管きよ埋設を可能にし、下水道未供用地区の解消		河川保全区域における工作物の判断基準の緩和を図る。	国土交通省
z1200180	都市公園内における占用許可の対象拡大	都市公園法第7条第7号 都市公園法施行令第12条第2号の2 都市公園法施行規則第8条	都市公園の地下に都市公園法施行令第12条第2号の2に規定する水道施設等を設置する場合、公園の面積が2ha以上、占有面積の2倍以上という条件を満たしている必要がある。	b		都市公園の地下に水道施設等を設けることについては、都市公園が都市の貴重なオープンスペースの性格を有していること等から、地下に占用物件のない面積をなるべく確保するために公園の面積が2ha以上、占有面積の2倍以上という条件を設けている。一方、都市公園と他の施設とを立体的に活用することが望まれる場合もあり、地域の状況によっては地下の利用ができるように、新たに公園立体区域を定めることができる制度(立体公園制度)を設けることについて検討中。		回答では、立体公園制度も設けることにより対応とされているが、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。 要望主体の検討している施設は同制度により設置可能となるのか、改めて検討し、示されたい。	b	平成16年度までに実施することを検討中設置可能となるよう検討					5010	5010010	愛知県稲沢市	1	都市公園内における占用許可の対象拡大		・都市公園法施行規則第8条に規定する水道施設、下水道施設又は変電所を設けることができる都市公園の面積要件及び占有面積の比率制限の要件を全面的に廃止する。	国土交通省	
z1200280	電気通信工業に係る特定建設業許可の要件のうち、実務経験の条件緩和	建設業法第15条	「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。	d		「点検」は建設業法における「電気通信工事」に該当しないが、「補修工事」の内容に建設業法における「電気通信工事」に該当するものが含まれていれば、現行制度上、指導監督的な実務経験として取り扱うこととなっている。		回答では、「補修工事」については、指導監督的な実務経験として取り扱うこととなっているとされているが、この点について、解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることを具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。 「点検」は含まれない理由及び含めた場合の問題点について、具体的に示されたい。	a	「補修工事」でもその工事内容が、昭和47年建設省告示350号の「電気通信工事」に該当すれば、「建設工事の指導監督的な実務経験」に該当する。なお、当該「補修工事」の内容が「建設工事」に該当するかどうかは、審査段階において判断することとなるので、各種会議等の機会に改めて周知を図っていきたい。 今年度、各地の会議による。単なる「点検」は「建設工事」に該当しないため、法26条2項の下請契約が3,000万以上の工事施工の技術上の管理をつかさどる「監理技術者」としての要件としては、不適当である。		従事した業務の内容が補修工事に該当するものと認められれば、「指導監督的な実務経験」に該当する旨、平成15年度中に明確化することについて、見解を示されたい。				5040	5040070	(株)シーテック	7	電気通信工業に係る特定建設業許可の要件のうち、実務経験の条件緩和		電気通信工業に係る特定建設業許可の要件には、営業所専任技術者、及び電気通信工事の監理技術者の確保が必要である。この要件として、技術士一定の実務経験を有する者がある。このうち、指導監督的な実務経験について、従事業務を現行工事のみに加え点検補修工事を含めた解釈とする、条件の緩和をお願いしたい。	国土交通省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)				(再検討要請欄)				(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
21200290	公有水面埋立法における国土交通大臣への報告・協議事項の廃止・縮小	公有水面埋立法第23条第2項、第27条第3項、第29条第3項	竣功認可の告示前に工作物を設置しようとする場合は、免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)の許可を受けることとされており、埋立ての免許を受けた場合は、この許可にあたって予め免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)から大臣への報告が必要。 また、竣功認可の告示後10年以内に埋立地の権利の設定・移転等を行うとする場合や用途を変更する場合には、免許権者の許可が必要であり、上記と同様に埋立ての免許に際し大臣認可を受けた場合は、予め免許権者より大臣への協議が必要。	c	一定の要件に該当する埋立ては、もたらず影響が大きく、利害関係者との調整が複雑化することから、より慎重な取り扱いをする必要があるため、免許権者のみの判断に委ねることなく、主務大臣がその埋立ての内容・目的・利害関係の調整、環境保全上の配慮について客観的・広域的な見地から総合的に検討し認可することとされている。また、公有水面埋立法(以下「法」という。)第23条第2項に係る報告、第27条第3項及び第29条第3項に係る協議については、免許時に大臣の認可を受けた埋立のみを対象としている。 23条第2項に係る報告 法の趣旨は、免許権者が竣功認可の告示後、国民共有の財産たる公有水面の公用を廃止し、その後埋立地本来の用途に従った土地利用が可能となるというものである。しかし経済性・効率性の観点から竣功認可の告示前に工作物の設置を行ったほうが合理的な場合が考えられ、このような場合、免許権者の許可に係らしめることにより竣功認可の告示前に埋立地を使用できるというのが同条の趣旨である。 法27条第3項及び29条第3項に係る協議 埋立権者は所有権を取得後、当初の用途に従って埋立地を使用しなければならぬ。しかし、一旦取得した後は、普通の土地と同様に権利の移転・設定が可能であり、また埋立地の用途をめぐる社会経済情勢の変化により、用途変更を認めざるを得ない場合もあることから、これらの場合は免許権者の許可に係らしめることにより可能としている。 (以下「その他」欄に続く)	大臣への協議・報告の廃止の困難性 これらの事務は、自治事務に分類されるが、法第47条第1項に基づく主務大臣の認可を受けた埋立てについて、当該許可処分内容が認可した内容と齟齬をきたさないようにするため、予め主務大臣に協議・報告(以下「協議等」という。)することとされているものであり、主務大臣は、協議等を受けた後必要があると認められた場合には、地方自治法に基づき免許権者に対して勧告を行うことができる。 協議等を廃止すれば、免許権者の許可内容が認可した内容と齟齬をきたしている場合であっても、免許権者に対する勧告等の措置をとることができなくなり、認可権者としての責任を果たすことができなくなることから、報告を廃止することは困難である。 法第27条第3項及び第29条第3項に係る協議については、特区第1次提案において、用途変更等の柔軟化及び用途区分の柔軟化を行い、大臣協議に係る処理期間を2週間としたところ。また2次提案においては制限期間の短縮(10年5年)を特区法の改正により実施(10月施行)。	回答では、協議・報告の廃止により、主務大臣の認可内容と齟齬を来たすおそれがあることを根拠に対応不可とされているが、当該事務が自治事務であることに鑑みれば、当該事務の縮小や簡素化によって所期の目的を達成することが可能と考えられる。したがって、手続の簡素化や処理期間の短縮等の代替措置の可能性について再検討し、上記を踏まえた実施時期について、その時期を踏まえた実施時期について、その時期を踏まえた実施時期を踏まえた実施時期に示されたい。	d	公有水面埋立法(以下「法」という。)第23条等に規定される事前協議及び報告の事務は、それまで機関委任事務として整理されていたものを、平成12年の地方分権一括法に基づく法改正の際に、自治事務として整理した上で、主務大臣が認可した埋立てについては、その適正な執行を確保するために大臣への協議等が新たに追加されたものである。 そもそも公有水面の埋立てについては、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから、免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)の免許手続に係らしめ、この手続は、公衆への告示・供覧、地元市町村長への意見聴取、関係都道府県知事への通知等の手続を経て行われている。また、造成後の土地利用が特定され、かつ、埋立てによって土地造成せざるを得ない場合に限り免許が与えられるものである。 従って、埋立地は、免許とおりの形状で造成され、その処分や土地利用についても免許どおり行われるよう担保する必要があり、安易な処分等は認められるべきものではなく、これらの処分をやむを得ず行う場合については、利権化及び乱開発の防止等の観点から埋立地の適正な利用を確保するため、免許権者の許可に係らしめているものである。 また、国の立場から見て極めて重要又はもたらず影響が大きい埋立てについては、その適切性を国も判断する必要があることから、都道府県知事又は港湾管理者の免許に際して、大臣認可に係らしめているところであり、埋立地の処分等に係る免許権者の許可に際しても同様に国がその適切性を判断する必要があることから、大臣への事前協議等に係らしめているものであり、その手続を省略することはできない。 なお手続の簡素化や処理期間の短縮等については、既に構造改革特区において法第27条等の大臣協議については、本年4月から標準処理期間を2週間とする等の簡素化を実施している。また、本年5月には法第27条及び29条の規定による処分等の制限期間を10年から5年に短縮する法改正を行ったところであり、この特例については本年10月1日より施行されることとなっている。法改正時において衆・参両議院において、公有水面埋立法が極めて公益性が高いものであることから、特区認定にあたっては十分に検討の上、適正に行う旨の附帯決議が行われており、これも踏まえて埋立行政を進めていくことが必要となってい	分譲埋立については、これを行うことができる主体が公共団体等の公益的な活動をするものに限定されていることから、当該主体が公益を害する活動をするとは考えられず、貴省回答のような「当該許可処分内容が認可した内容と齟齬をきたす」といった指摘は当たらないと考えられる。こうした点を踏まえ、分譲埋立については法第27条及び29条の許可に係る国土交通大臣の協議を不要とすることについて見解を示されたい。	5049	5049020	大阪府	2	公有水面埋立法における国土交通大臣への報告・協議事項の廃止・縮小	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等					
						公有水面埋立法第23条第2項による国土交通大臣への予めの報告を撤廃する。 公有水面埋立法第2条第3項第4号のいわゆる分譲埋立を行う資格を有する者が行った埋立については、同法第27条第3項及び第29条第3項による国土交通大臣への予めの協議を不要とする。																国土交通省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)				(再検討要請欄)			(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
z1200300	訪問介護事業所が行う通院等乗降介助に付随する無料移送サービスの実施の承認	道路運送法第4条	道路運送法上、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、旅客自動車運送事業の許可が必要である。	c	道路運送法上、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、旅客自動車運送事業の許可が必要である。	道路運送法上、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から、旅客自動車運送事業の許可が必要である。提案の訪問介護事業者が行う訪問介護と一体となった要介護者輸送については、介護報酬の対象になるか否かにかかわらず、有償のタクシー事業に該当するものであり、タクシー事業の許可を受けた運賃を収受することが必要である。なお、構造改革特区におけるNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業については、特区における結果を検証の上、全国実施を図ることとしている。また、福祉輸送をめぐる問題については、無用の混乱を招くことがないよう、厚生労働省とも十分調整を図りながら、改善の実が上がるよう検討を進めておりとある。		要望内容は、タクシー利用では高額な料金がかかるため、ホームヘルパーの運転する車両に無償で乗車させ病院等へ移送するという、公共の福祉の確保のためやむを得ない事例と考えられる。その上で、回答では、介護報酬の対象になるか否かにかかわらず、有償のタクシー事業に該当するため、国土交通大臣の許可が必要とされているが、介護報酬の通院等の乗降介助以外に料金を徴収しない場合には自動車運送する行為自体は無償であり、道路運送法上の旅客自動車運送事業に該当しないと考えられるが、改めて見解を明確に示されたい。	b	要望は、訪問介護事業者が行う乗降介助に付随する移送サービスについて、これを無償運送と認めて道路運送法の許可を不要とすることを求めたものであると考えられるが、国土交通省としては、要介護者の輸送と一体的に行われる乗降介助について介護報酬が設定されている以上、有償のタクシー事業に該当するものであり、道路運送法の許可が必要であると考えている。なお、訪問介護事業者が有償で行う要介護者等の輸送サービスについては、できるだけ早く適正化を図るべく、国会答弁(平成15年5月27日参議院厚生労働委員会)等を踏まえ、厚生労働省とともに、事業の実態も十分勘案した上で、今後の法的取扱い等について具体的な検討を開始したところである。		平成16年度中に訪問介護事業者が行う移送サービスの法的取扱い等を明確化することについて、見解を示されたい。	5050	5050010	富山県	1	訪問介護事業所が行う通院等乗降介助に付随する無料の移送サービスを許可を取らずに行えること。		介護保険法に定める訪問介護事業所のホームヘルパーが、その利用者をホームヘルパー自らが運転する車両で病院等へ移送することについて、利用者から移送に係る料金を徴収しない場合であっても、介護報酬が出ていることから無償とはいい難く、道路運送法上の許可を受けなくてはならないとしている。	国土交通省			
z1200380	国庫補助により整備した施設・設備等の処分制限の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条	国庫補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、耐用年数が定める期間を経過した場合などにおいては、自由に処分できることとされている。	c	補助事業により取得した財産の処分を制限する期間については、各省各庁が耐用年数を勘案して決定しているものであり、社会的ニーズの変化に対応して緩和・短縮すべき性質のものではない。また、耐用年数が定める期間を経過した場合などにおいては、自由に処分できることとされている。	補助事業により取得した財産の処分を制限する期間については、各省各庁が耐用年数を勘案して決定しているものであり、社会的ニーズの変化に対応して緩和・短縮を検討すべき性質のものではない。また、耐用年数が定める期間を経過した場合などにおいては、自由に処分できることとされている。		回答では、財産処分の制限期間は耐用年数を勘案して決定しているものであり、社会的ニーズの変化に対応して緩和・短縮すべき性質のものではないとされているが、要望内容は、公園利用者の増加、既存公園の活性化の観点から、社会ニーズの変化に対応した制限期間の短縮化、社会ニーズの変化に即した弾力的な対応を求めるものであり、この点を踏まえ、改めて対応策を検討され、示されたい。	b	1. 都市公園事業について、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、利用ニーズの変化等により、処分制限期間を経過しないうちに処分する必要がある場合には、残存価格を算出し、国庫補助相当額を国に返納することにより、財産処分が可能である旨を改めて周知する。 2. 都市公園事業費補助に關し定めている公園施設ごとの処分制限期間を定める国土交通省令について、公園施設ごとの多様化等に対応した見直しを検討する。		都市公園事業費補助に係る公園施設ごとの処分制限期間を定める国土交通省令について、社会経済情勢の変化に応じた公園施設の多様化等に対応できるように、平成16年度中に見直しを行い、措置することについて見解を示されたい。	5076	5076030	愛知県	3	国庫補助により整備した施設・設備等の処分制限の緩和		国庫補助により整備した施設・設備・備品の処理制限期間を、社会のニーズの変化に対応できるように短縮	国土交通省			
z1200390	都市公園法の占用施設、条件の緩和	都市公園法第7条第7号 都市公園法施行令第12条第2号の2 都市公園法施行規則第6条第2号 第8条第1項	都市公園内に占用が認められている下水道施設は、処理施設及びポンプ施設と規定されている。また、都市公園の地下に都市公園法施行令第12条第2号の2に規定する水道施設等を設置する場合、公園の面積が2ha以上、占有面積の2倍以上という条件を満たしている必要がある。	b	空地を整備して災害の防止に資すること等を目的とした都市の貴重なオープンスペースの性格を有している都市公園に、公園施設以外の施設等を設けることは都市公園の効用を阻害する危険が高いため、都市公園法第7条において占用物件を限定的に定めているところである。また、都市公園の地下に水道施設等を設けることについては、都市公園が都市の貴重なオープンスペースの性格を有していること等から、地下に占用物件のない面積をなるべく確保するために公園の面積が2ha以上という条件を設けているところである。一方、都市公園と他の施設とを立体的に活用することが望まれる場合もあり、地域の状況によっては地下の利用ができるように、新たに公園立体区域を定めることができる制度(立体公園制度)を設けることについて検討中。		回答では、立体公園制度も設けることにより対応とされているが、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討された。要望主体の検討している施設は同制度により設置可能となるのか、改めて検討し、示されたい。	b	平成16年度までに実施することを検討中設置可能となるよう検討		立体公園制度を平成16年度中に創設することについて、見解を示されたい。	5076	5076040	愛知県	4	都市公園法の占用施設、条件の緩和		都市公園法で地下に設けられるものとして占用が認められる下水道施設は「処理施設及びポンプ施設」とされているが、雨水貯留施設も含めるものとする。また、占用が認められるのは、2ヘクタール以上の公園とされているが、街区公園の規模でも占用できることとする。	国土交通省				

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)				(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)				
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
z1200400	公共下水道管渠の河川縦断占用の容認	河川法第24条(土地の占用の許可)、河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)、工作物の設置許可基準第17の1(管渠等の設置の基準)	河川区域内に管渠等を設置する場合は縦断方向に設置しないことを基本とする。	d		治水上、重要な施設である堤防の弱体化につながる恐れ、計画断面内に入れないなど安全性を確保したうえで、設置形態、構造等によっては設置可能な場合もある事から、当該河川管理者と個別に協議していただきたい。		回答では、一定の場合には工作物の設置は可能とされているが、平成6年の工作物設置許可基準では、「縦断的に設置しないことを基本とするものとする」とされており、この趣旨は例外を認めないものではなく一定の場合には縦断的な占有も許可できるものであることを明らかにするなど、要望についての対応策について改めて検討し、実施時期を含めて示されたい。	d		工作物の設置にあたっての縦断占有については、堤防の高上げや幅幅時等に施工した堤防の余盛部分など、今後更に沈下が見込まれない場合においては、計画堤防断面外として管渠の縦断占有を例外として認めているところである。	河川の縦断占有について、平成15年度中に設置した事例集を作成し、これを広く紹介することについて見解を示されたい。				5077	5077010	愛媛県松山市	1	公共下水道管渠の河川縦断占有		公共下水道の整備区域で、河川敷地を除いては下水道管を設置する場所がなく、かつ河川が掘込み河道である場合は、河川の管理道内に下水道管を縦断占有できるように許可基準を緩和してほしい。	国土交通省
z1200420	中心市街地における特定優良賃貸住宅制度の改善	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条第4号、同施行令第2条第1号及び第2号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法、特優賃運用通達別記1	特定優良賃貸住宅の施策対象者は、収入分位が25%~50%(知事等の裁量により0%~80%まで拡大可能)。市場家賃と入居者負担基準額との差額を補助対象に家賃対策補助を行っている。また、入居者負担基準額を算出する際に必要な立地係数は、市町村毎に決められる市町村基準係数を用いて算出している。入居に際しては、収入等、法律が求める入居者資格を満たすことを証明する書類が必要。	f-1 e f c		特定優良賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等に対する良質な賃貸住宅を供給することを目的とするものである。提案の趣旨は、高収入所得者に対する新たな補助制度の創設に関するものであるが、従来型の財政措置を伴うものであるため、対応は困難である。「市町村基準係数の緩和」の意図が明かではないが、市町村基準係数は、特定優良賃貸住宅に対する家賃対策補助の額の算定を行う上で、賃貸住宅の存する市町村毎の特性を反映させるものとして、定めているものであり、当該係数を変更することは予算制度の変更にはならず、従来型の財政措置の変更を伴うものであるため、対応は困難である。	(「措置の概要」欄より続く) 現行の規定は、法律の趣旨に適合した入居者資格を有するかどうかを判断する必要から、収入等を確認するために最低限必要な書類の提出を求めているものであり、現行規定以上に書類を簡素化することは困難である。	e c		について：特定優良賃貸住宅の入居者資格において、原則収入分位を下回る(0%~25%)者のうち、所得の上昇が見込まれる者の入居については、都道府県知事等に委任されている。また、空家であることをもって、収入分位の撤廃を行うことは、制度目的を相当に逸脱することとなり、本来の制度の枠内における対応は困難である。について：国は、収入分位の基準に適合するかどうかを確認するため、所得に関する証明書のみ提出を必要とする旨通知しているところであり、特定優良賃貸住宅の制度趣旨から、これ以上の簡素化は困難である。また、都道府県知事が入居者収入基準等の入居者資格を、地域の住宅事情等に応じて独自に設定出来る裁量性の大きい制度となっていることから、都道府県知事が独自に定める入居者資格への適合の可否を判断するために必要な書類を、管下市町村等に求めることは、許容されるものと考えている。なお、特定優良賃貸住宅の供給に際しては、市町村の住宅政策と密接な関係を有すること等から、都道府県知事に対して、市町村との十分な調整や相互の連携等について配慮する旨、既に通知しているところ。	特定優良賃貸住宅制度の運用の適正化を図るため、入居申込み時の提出書類が過重なものとならないよう、都道府県知事は関係市町村と十分に調整を行う旨、平成15年度中に周知することについて、見解を示されたい。				5082	5082010	岐阜県岐阜市	1	中心市街地における特定優良賃貸住宅制度の改善		・入居者資格に係る収入基準(収入分位25%~80%)の撤廃 ・入居者が負担すべき金額の算定に係る市町村基準係数の緩和 ・入居申込み時の提出書類の簡素化	国土交通省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1200470	共同住宅の容積率算定基準のさらなる合理化	建築基準法第52	共同住宅においては、エレベーターシャフト、パイプスペース等については床面積に算入されている。一方、共同住宅における共用の廊下及び階段の用に供する部分については容積率の算定の基礎となる床面積に算入されない。	c, d	建築基準法第52条第5項の共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分については、従来屋外に設けられる場合が一般的であり、延べ面積に算入しないこととされていたので、建築物の内部にある場合に延べ面積に算入しないこととしても実態上の影響は小さいが、エレベーターシャフト等については、一般的に屋内に設けられるものであり、延べ面積に算入されてきたものであるため、これらを延べ面積に算入しないこととした場合は建築物の規模が拡大し市街地環境の悪化が生じることから適切でない。 太陽光発電設備スペース及び燃料電池設備スペースについては、現行制度においても、建築基準法第52条第13項第1号に規定する「機械室その他これに類する部分」としての容積率緩和のほか、総合設計制度等の容積率緩和制度により対応可能である。		エレベーターシャフト等について、回答では「これらを延べ面積に算入しないこととした場合は建築物の規模が拡大し市街地環境の悪化が生じることから適切でない」とされているが、要望主体の指摘する、都市インフラを備えた優良な集合住宅等の整備を促進する観点から、改めて具体的な対応策を検討し、示されたい。 太陽光発電設備スペース及び燃料電池設備スペースについては、回答では「機械室その他これに類する部分」としての容積率緩和のほか、総合設計制度等の容積率緩和制度により対応可能」とされているが、要望内容は、環境・エネルギー対策の一環としてこれらの導入促進を図る目的から、総合設計等の要件を満たさないような一般的な集合住宅等についても当該部分を容積対象外とするよう求めるものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討し、実施時期も含めて示されたい。	d		優良な集合住宅等については、総合設計制度等の活用により対応可能である。 建築基準法第52条第13項については、特定行政庁の運用により、「機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合」として取扱うことも可能であり、その旨周知することとする。	書省再回答 について、平成15年度中に措置することについて、見解を示されたい。				5102	5102290	(社)日本経済団体連合会	29	共同住宅の容積率算定基準のさらなる合理化		共同住宅のエレベーターシャフト、パイプスペース、ゴミ処理スペース、太陽光発電設備スペース、燃料電池設備スペースについて、容積率緩和の対象とすべきである。	国土交通省	
z1200480	建設業許可要件の緩和	建設業法第7条第1	許可の基準として、建設業の許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員等のうち1人が、また、個人である場合には本人又はその支配人のうち1人が、次のいずれかに該当することが必要である旨を規定 国土交通大臣が掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定したもの	d	建設業の適正な運営の確保の観点から、建設業者に最低限必要とされる実務経験として、役員等について「許可を受けようとする建設業に5年以上の経験」を求めたもの。したがって、これ以上の期間の短縮は困難であるが、既に告示により、許可を受けようとする建設業に7年以上の経験の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験を有している者を建設業法第7条第1号に規定する「同号に掲げる者」と同等以上の能力を有する者」として、認定しており、いわゆる「執行役員」についてもケースバイケースで判断することに対応している。		要望内容は、現行5年以上の経営業務の管理責任者としての経験年数を例えば3年以上とするなど経験期間の短縮化すること、及び一定規模以上の企業について執行役員を認めるなど弾力的に取扱うこと、を求めているものであり、これらの点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	b		、 について、建設業の許可の要件のうち経営業務の管理責任者の要件については、消費者(=発注者)保護の観点から、法人の常勤役員のうち1人に対し、許可を受けようとする建設業に5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者求めること等により、適正な建設業の経営の実施を確保しようとするもの。その経験年数の算定にあたっては、既に弾力的な運用を図っており、例えば、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経験が4年あれば、許可を受けようとする建設業の経験は3年でよいこととしている。また、いわゆる「執行役員」についても個々の審査において弾力的に対応しているところであるが、要望の内容も踏まえ、今後、各企業における「執行役員」について審査を行う上での統一的な取扱いの方針について早急に検討に着手したい。	審査の取扱い方針を平成15年度中に策定することについて、見解を示されたい。				5102	5102310	(社)日本経済団体連合会	31	建設業許可要件の緩和		「常勤役員が、許可を受けようとする建設業の管理責任者を5年以上経験していなければならない」という建設業許可要件を緩和し、例えば3年以上とするなど、経営業務の管理責任者としての経験期間を短縮すべきである。あるいは、同要件の「常勤する役員」について、一定規模以上の企業については、「執行役員」も認めるなど弾力的な取扱いをすべきである。	国土交通省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)				(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)			
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z1200500	自動車整備工場の立地に関する規制緩和	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	d		一定の環境対策がなされた自動車整備工場の建築については、地域の特性に応じて地区計画による用途制限の緩和や地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区を活用することで、きめ細かく対応可能である。また、都市計画で定める用途地域の制限に合致しない個別の建築物については、当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可することに対応可能である。		要望内容は、具体的には以下の措置の実現を求めているものであり、これらの点について具体的な対応策を検討され、改めて検討され、示されたい。 1. 新築の場合の整備工場設置可能面積の拡大 (1) 住宅専用地域について、50㎡以下を条件に設置を認める(現行は設置不可) (2) 第1・2種住居地域について、150㎡以下であることを条件に設置を認める(現行50㎡以下) (3) 準住居地域については、300㎡以下であることを条件に設置を認める(現行150㎡以下) (4) 近隣商業・商業地域について、500㎡以下であることを条件に設置を認める(現行300㎡以下) 2. 第1・2種住居地域、準住居地域における現有面積での建て替え	d		1. 2. の緩和事項について、地区計画や特別用途地区に定めることにより対応可能であるので積極的に活用されたい。なお、これらは地権者の3分の2の同意に基づき提案することが可能であるので、積極的に活用されたい。		要望内容は、特定行政庁の許可や地区計画・特別用途地区による対応ではなく、自動車整備工場について、ユーザーの利便性向上、既存自動車整備工場の建て替え促進による環境面への貢献等の観点から、一般的に、各用途地域における面積基準の引上げ、現有面積での建て替えの容認を求めている見解を示されたい。			5102	5102330	(社)日本経済団体連合会	33	自動車整備工場の立地に関する規制緩和		自動車の品質向上はその使用年数の長期化をもたらしている。そのような中、ユーザーの自動車整備に対する要請はより重要となっている。しかし、建築基準法における土地の用途制限により、住宅地における自動車整備工場の建築が制限されており、ユーザーに近い位置での工場設置、建て替えが困難となっている。そこで、自動車整備工場の立地制限の緩和が必要である。具体的には以下の措置を要望。 1. 新築の場合の整備工場設置可能面積の拡大 (1) 住宅専用地域について、50㎡以下を条件に設置を認める(現行は設置不可) (2) 第1・2種住居地域について、150㎡以下であることを条件に設置を認める(現行50㎡以下) (3) 準住居地域について、300㎡以下であることを条件に設置を認める(現行150㎡以下) (4) 近隣商業・商業地域について、500㎡以下であることを条件に設置を認める(現行300㎡以下) 2. 第1・2種住居地域、準住居地域における現有面積での建て替え	国土交通省	
z1200510	都市公園地下への変電所の設置条件の見直し	都市公園法第7条第7号 都市公園法施行令第12条第2号の2 都市公園法施行規則第8条第1項	都市公園の地下に都市公園法施行令第12条第2号の2に規定する変電所を設置する場合、公園の面積が2ha以上であって、かつ、占有面積の合計の2倍以上という条件を満たしている必要がある。	b		都市公園の地下に変電所等を設けることについては、都市公園が都市の貴重なオープンスペースの性格を有していること等から、地下に占有物件のない面積をなるべく確保するために公園の面積が2ha以上、占有面積の2倍以上という条件を設けているところである。一方、都市公園と他の施設とを立体的に活用することが望まれる場合もあり、地域の状況によっては地下の利用ができるように、新たに公園立体区域を定めることができる制度(立体公園制度)を設けることについて検討中。		回答では、立体公園制度も設けることにより対応とされているが、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討された。 要望主体の検討している施設は同制度により設置可能となるのか、改めて検討し、示されたい。	b	平成16年度までに実施することを検討中 設置可能となるよう検討	立体公園制度を平成16年度中に創設することについて、見解を示されたい。			5102	5102610	(社)日本経済団体連合会	61	都市公園地下への変電所の設置条件		都市公園の地下に変電所を設置する場合、公園の面積が2ha以上、占有面積の2倍以上という条件を満たしている必要がある。これらの条件を撤廃もしくは緩和すべきである。	国土交通省			

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

		(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		(入室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1200520	都市公園における22(33)kV配電用変圧器の占有条件の緩和	都市公園法第7条第7号 都市公園法施行令第12条第2号の2 都市公園法施行規則第16条第4号の2	都市公園の地下に都市公園法施行令第12条第2号の2に規定する変電所を設置する場合、地下に設け、変電所頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下とし、ことと規定されている。	c		空地を整備して災害の防止に資すること等を目的とした都市の貴重なオープンスペースの性格を有している都市公園に、公園施設以外の施設等を設けることは都市公園の効用を阻害する危険が高い。そのため、都市公園法第7条において占有物件を限定的に定めているとともに、都市公園の管理に適正を期すために特に変電所等については地下に設け、変電所頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下とし、ことと定めることとされている。また、変電所を設けることは困難。		回答では、「公園施設以外の施設等を設けることは都市公園の効用を阻害する危険が高い」との理由から対応困難とされているが、要望内容は、公園管理者の許可を要件として、占有面積が約4m程度と規模の小さい変圧器の設置の実現を求めるものであり、この点について、他法令の取扱いも考慮し、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえ実施時期については、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	都市公園は、都市を緑化して都市環境の向上を図るとともに、空地を確保して、避難、防火等の災害の防止に資することを目的として設置される都市の貴重なオープンスペースであり、このような都市公園の性格から、公園施設の建ぺい率も原則として2%以内とされている。公園施設以外の都市公園の占有については、公共性の強いもの、公園の機能との関連性を有するものや公園のオープンスペースとしての特性を生かしたものの必要やむをえないものに限って認められているものである。22(33)kV配電用変圧器については、こうした公園のオープンスペースとしての機能や占有許可が可能なものも公園機能と関連の深いもの等に限定されていることに照らし、たとえ規模が小さくとも、占有許可の対象とすることは難しいと考える。	「22kV配電用変圧器の占有面積は4m2程度と、一般的な都市部の変電所の約200分の1の大きさに過ぎない。したがって、22(33)kV配電用変圧器は、電気事業法上「変電所」ではあるものの、一般的な変電所に比べ十分小さく、公園の大きさや設置する場所等によっては、地上に設置しても公園の効用を著しく阻害するものではない」との要望主体の考えも踏まえ、改めて見解を示されたい。	5102	5102620	(社)日本経済団体連合会	62	都市公園における22(33)kV配電用変圧器の占有条件の緩和		都市公園に、変電所を設置する場合、地下に設け、変電所頂部と地面との距離が原則として3メートル以下としないよう規制されている。変電所のうち22(33)kV配電用変圧器については、上記規制対象から除外し、公園管理者の許可を受けた場合には地上への設置を可能とすべきである。		国土交通省			
z1210010	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化	道路運送法第80条第1項、H15.3.18国自旅第231号通達	NPOによるボランティア輸送については、「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第231号)に基づき、現在特区において認定された事業のみに認められている。	a		NPOによるボランティア輸送については、「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第231号)において、自家用自動車による有償運送の許可要件を緩和したところであるが、当該制度については、特区における結果を検証の上、全国実施を図ることとしている。		回答では、特区での結果を検証の上全国実施を図るとされているが、要望内容は速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され、示されたい。	a	本特区制度については、4月及び5月に認定を受け、現在、本特区制度による自家用自動車の有償運送事業の実施に向け、準備を進めていただいている。本特区制度については、「構造改革特区推進のためのプログラム」(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)において、「全国で実施するための3ヶ月程度の先行実施」と位置付けられており、すでに認定された特区について3ヶ月程度実施した結果を評価した上で、これらの結果を踏まえ、必要に応じて制度を見直した上、全国実施を図ることとする。	NPOによるボランティア輸送として自家用自動車による有償運送事業を平成15年度に全国実施することについて、見解を示されたい。	6011	6011060	鳥取県	6	有償運送の可能化	1206	高齢者・身体障害者等公共交通機関による移動が制約される者をボランティア等が輸送する場合における有償運送を認める。		国土交通省			
z1210020	違法広告物の簡易除去措置の対象範囲の拡大	屋外広告物法第7条	都道府県知事は、はり紙等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。なお、のぼり旗等についても、特区の特例(基本方針別表1209)により対応可能。	b		屋外広告物法の特例に係る申請状況及びその効果等を踏まえて、当該特例を全国規模に拡大することを検討する予定。		回答では、特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、要望内容は、平成11年屋外広告物基本問題検討委員会の報告も踏まえ、本特例に関し特に弊害も認められないことから速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について検討され、示されたい。	b	平成16年度までに措置することを検討中。	平成16年度までに実施することについて、見解を示されたい。	6010	6010030	長野県	3	違法広告物の簡易除去措置の対象範囲の拡大	1209	現行においては、のぼり旗等については簡易除去の対象となっていないので、簡易除去の対象とする。		国土交通省			